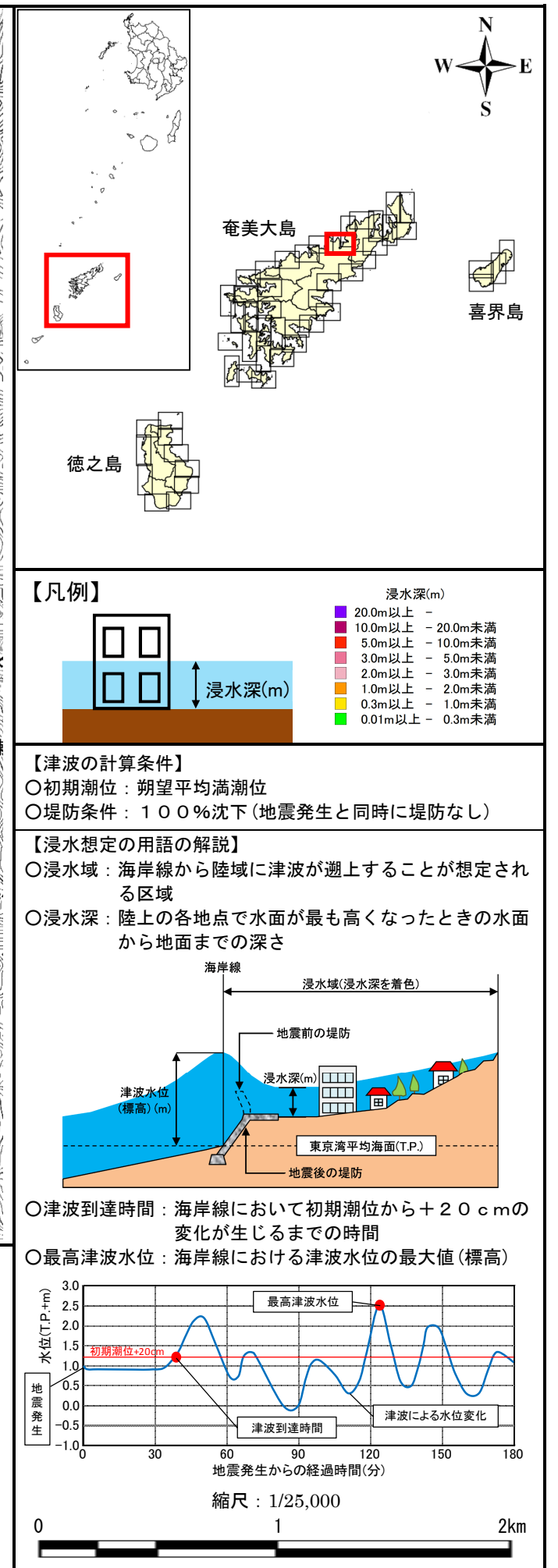


(159 / 209)



【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを推進するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水域と浸水深を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに深くなったりする場合があります。
- 浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を推進するためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではありません。
- 津波は繰り返し襲ってきて、あとから来る津波の方が大きくなることもあるため、浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
- 「津波浸水想定」は、想定される複数の地震による津波の最大の浸水域、浸水深を表示しており、平成25年3月に公表した「浸水想定図」と一部（肝属川河口付近）を除き同じです。
- 今後、最新の知見や精査等により、「津波浸水想定」を修正する可能性があります。

○この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 25 情複、第 891 号）
○この地図を複製・使用する場合は、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

平成26年9月作成